

国立大学法人和歌山大学内地研究員派遣規程

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程 第 73 号
最終改正 令和 5年 3月 29日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の教員に対し、勤務場所を離れてその専攻する学問分野の研究に専念させ、教授研究能力を向上させることを目的とする。

(定義)

第2条 内地研究員とは、前条の目的により本学から派遣される教員をいう。

2 部局とは、本学組織規則に定める学部等及び附属機関をいう。（以下「部局」という。）

3 部局長とは、前号の部局の長をいう。

(資格)

第3条 本学内地研究員になることのできる者は、教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）及び助教とする。ただし、教授については、教育研究上特に必要がある場合に限るものとする。

(研究方法)

第4条 内地研究員は、本学以外の一の国立大学法人（特別の事情がある場合は、国立大学法人以外の大学、研究所、その他の研究機関とすることができるものとし、以下「受入れ機関」という。）において指導教員等の指導のもとに、研究に従事するものとする。

(研究期間)

第5条 内地研究員の研究期間は、6月以上10月以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、受入れ機関と協議のうえ、この期間を延長し、または短縮することができる。

(候補者の推薦)

第6条 部局長は、別に定める内地研究員調書を添えて、候補者を学長に推薦するものとする。

(決定)

第7条 学長は、部局長の推薦した者のうちから、本学内地研究員を決定し、その旨部局長に通知する。

2 内地研究員の決定には、学長は受入れ機関の長に対し、別に定める内地研究員受入依頼書により内地研究員の受入れを依頼し、その承諾を得なければならない。

(旅費)

第8条 内地研究員に支給する旅費については、国立大学法人和歌山大学旅費規程の定めるところによる。

(研究費)

第9条 本学は、受入れ機関の定める内地研究員の研究費を支払うものとする。

2 内地研究員の研究内容等により、前項の研究費の額を増額する必要がある場合においては、学長と受入れ機関の長が協議して、その額を別に定めることができる。

(研究の開始)

第10条 内地研究員は、研究開始の日までに研究場所に到着するものとし、研究開始の日

内地研究員派遣規程

に別に定める研究開始届を学長に提出しなければならない。

(研究の中断)

第11条 内地研究員は、研究期間中、研究を中断するときは、ただちにその理由を付して、学長に申し出なければならない。

2 学長は、前項の申し出があったときは、内地研究員の受入れ機関の長と協議し、中断または続行を決定する。

3 学長は、前項により中断または続行を決定したときは、その旨内地研究員の所属する部局長に通知する。なお、中断期間中は、第8条に定める旅費は支給しないものとする。

(研究の中止)

第12条 内地研究員は、研究期間中、やむを得ない事情により研究を中止するときは、ただちにその理由を付して、学長に申し出なければならない。

2 学長は、前項の申し出があったときは、内地研究員の受入れ機関の長と協議し、中止または続行を決定する。

3 学長は、前項により中止または続行を決定したときは、その旨内地研究員の所属する部局長に通知する。

(研究の終了)

第13条 内地研究員は、研究期間が終了したときは、ただちに別に定める研究終了届及び研究成果報告書を学長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この規定に定めるもののほか、内地研究員の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第589号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月22日一部改正：法人和歌山大学規程第659号）

この改正規程は、平成19年6月22日から施行する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第764号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1052号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2553号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。